

横断歩行者の安全確保

～ダイヤモンドで減速・停止を！～



交通安全情報
TRAFFIC INFORMATION

第67号

あっ！
横断歩行者がいるかも!!



◇ダイヤモンドに注意！

その先には、信号機のない横断歩道があります。



ダイヤモンドで「この先に横断歩道がある」ことを意識した上で、
下記の違反をしないよう注意して運転しましょう。



横断歩道に接近する場合は、
横断歩道の直前で停止できる
速度で進行しなければなりません。

※横断しようとする歩行者がい
ないことが明らかな場合は除く

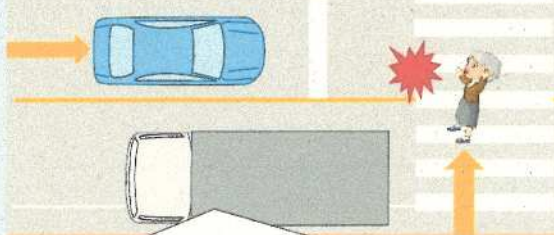


横断歩道を横断中、又は横断
しようとしている歩行者がいる
場合は、横断歩道の手前で一
時停止し、歩行者の通行を妨
げないようにしなければならま
せん。



横断歩道の手前で停止してい
る車両等がある場合、停止車
両の側方を通過して前方に出
るときは、その前に一時停止し
なければなりません。

横断歩道付近の駐車も違反です



駐車車両が横断歩道を横断しようとする歩行者（車両）の見とおしを妨げています。



横断歩道上やその付近で
の駐車や停車も違反です。
歩行者や通行車両の見と
おしを妨げるなど、交通事
故の要因となります。

熊本県警察

危険! あおり運転

いわゆる「**あおり運転**」等は、重大な交通事故につながる**悪質・危険**な行為です！

道路交通法違反のほか、**危険運転致死傷罪**や**暴行罪**などに該当することがあります。

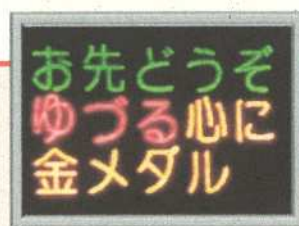
- ・ 車間距離不保持
 - ・ 不必要な急ブレーキ
 - ・ 幅寄せ・急な進路変更
 - ・ 継続したハイビーム
 - ・ 執拗なクラクション
- 等は、**あおり行為**です。
絶対にやめましょう！



あおり運転をされた場合・・・

- ・ 交通事故に遭わない場所へ避難（警察署・サービスエリア等）
- ・ ドアをロックし、外に出ない（相手が降りてくる場合がある）
- ・ ためらうことなく警察に110番通報

「ゆた〜と」、「思いやり・ゆずり合い」
の気持ちで、安全運転を！



熊本県警察

【錯視】車種別の見え方の違い



※ 二輪車の約4.5m前方から撮影

横一列に並んでいるように見える



※ 上記地点の約4.5m上方から撮影

横一列ではない



横から見ると違いが分かる

【死角】対向車（先行車）による死角



対向車（先行車）が死角となって



二輪車の存在に気付かず右折を開始すると



右折を開始した大型貨物の背後から二輪車が

【死角】大型貨物の左側方の死角（左折時）



目視とミラーによる確認を確実に

【車両の位置関係】



【死角】大型貨物の左側方の死角（車線変更時）



ミラーだけでなく
安全窓による確認を！

安全窓を荷物等で
塞がないよう注意！

【車両の位置関係】



【死角】ピラーによる死角（普通車による左折時）



ピラー越しには
歩行者は存在しないが

【横断中の歩行者の存在】



ピラーの死角を認識
視点を变えて確認！

【死角】ピラーによる死角（普通車による右折時）



ピラー越しには
歩行者は存在しないが

【横断中の歩行者の存在】



ピラーの死角を認識
視点を改めて確認！

【反射材の視認性】前照灯の切り替えの効果

前照灯の一般的な照射距離

ロービーム（下向き）～約40m

ハイビーム（上向き）～約100m

※ 左から順に「白色・黄色・赤色・緑色・紺色・青色・黒色」の7色の布を被せたセーフティーコーンを設置

【50m前方の視認状況】



【25m前方の視認状況】



紺色と黒色は
ハイビームでも認識が困難

※ 左側に反射材非着用者、右側に反射材着用者（足首・上半身）を配置

【50m前方の視認状況】



反射材着用者は、ロービームでも認識可能
反射材の着用部位は上半身より足元が有効
暗い色より明るい色の服装が認識されやすい

生活道路における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

以下で示す「生活道路」とは、主に都市部郊外の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

① 道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車道通行帯が
設けられている
一般道路



② 道路の構造上又は
その他の工事情況に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



③ 高速自動車国道のうち、本線
車道並にこれに併する加速
車線及び減速車線以外のもの

④ 自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考え、安全な速度で走りましょう。